

議 案 第 6 号

浦安市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内 田 悦 嗣

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により部分休業の拡充等が図られたことに伴い、同法第19条第2項第2号の規定による1年につき取得することができる部分休業の時間数を定めるとともに、その他所要の改正を行うものである。

浦安市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

浦安市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第９条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第10条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第10条第２項中「勤務時間等条例に」を「浦安市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第１号。以下「勤務時間等条例」という。）に」に、「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第１０条の２ 育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

- (1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）

第１０条の３ 育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第11条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第12条各号列記以外の部分中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「次に掲げる事由」を「職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたとき」に改め、同条各号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第10条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。